

名護市ふるさとまちづくり寄附金（旅先納税「なごきた Pay」） 加盟店及び返礼品募集要項

1. 目的

名護市への旅先納税の促進と、本市の魅力である特産品等の PR・販路促進を目的として、名護市で旅先納税をされた方へ返礼する（農水産物・特産品・飲食・宿泊・体験等のサービス等）を募集します。

2. 募集要件

- （1）本市に本店又は販売店・加工所・営業所等が本市に住所を有する事業者であること。
- （2）税金・会費等に滞納がないこと。
- （3）飲食物については、必要な各営業・販売許可証又は営業届済証の交付を受けていること。
- （4）事業所が反社会的勢力等に一切関与していないこと。

3. 募集する加盟店および返礼品

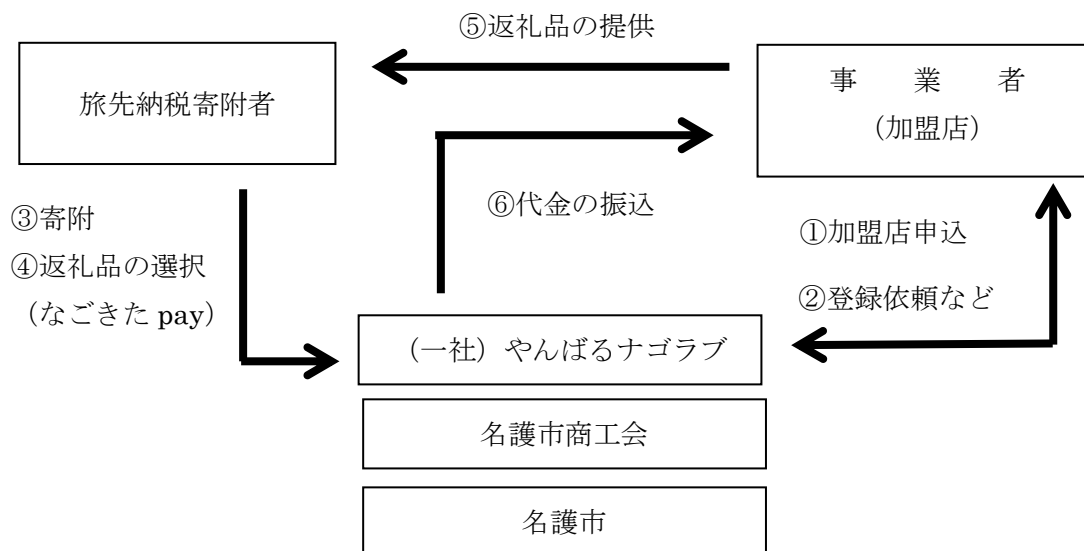
- （1）市内で栽培、製造等（地場産品基準に該当）がされていること。
- （2）市の地名、伝統、文化、歴史、特産等、市の魅力を発信できるものであること。
- （3）提供する飲食・食品においては、食品衛生法、JAS 法（日本農林規格等に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）を順守したものであること。
- （4）各種、返礼品の提供加盟店は、該当する保険等に加入していること。
- （5）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。但し、期間限定及び数量限定で供給可能なものも取り扱うものとする。
- （6）返礼品を発送する場合、所定の時期に速やかに提供並びに発送できること。また、商品到着後 5 日間以上の賞味期限が保証されること。
- （7）加盟店規約を遵守すること。

4. その他の要件

- （1）加盟店および返礼品の再委任又は権利譲渡は禁止する。
- （2）加盟店および返礼品の内容変更・廃止をするときは、あらかじめ市及び市の受託業者へ報告すること。
- （3）加盟店および返礼品に対する品質保証、苦情、発送事故、損害賠償請求等のトラブルがあった場合には適切な対応をし、速やかに市及び市の受託業者へ報告すること。
- （4）加盟店および返礼品の品質等の苦情には、市は一切責任を負わないので、事業者自らが誠意をもって対応し、解決すること。
- （5）加盟店および返礼品に採用された場合、市の受託事業者の指定する書類を提出すること。
- （6）加盟店が提供するサービス・商品等の返礼品代金は税込みとし、送料は別とする。
- （7）加盟店および返礼品の調査・確認（地場産品基準の順守）に応じる義務及び地場産品基準や食品表示法を遵守すべき事項が記載された書類を整備・保管すること。

- (8) 加盟店および返礼品の産地偽装、食品表示法違反、地場産品基準に適さない利用券の使用などふるさと納税制度の運用に支障を及ぼす状況と名護市及び名護市の指定する受託業者が判断した場合、掲載を拒否、または掲載中止することを認めること。

5. 返礼品（なごきた pay）の取扱いフロー



6. 募集期間

随時募集

7. 返礼品の提供期間

通年（※ただし期間限定・数量限定など一部あり）

8. 応募方法

必要事項を記入の上、下記様式（１）～（４）を（一社）やんばるナゴラブへ提出する。

- （１）名護市ふるさとまちづくり寄附金（旅先納税／なごきた Pay）加盟店および返礼品事業者申込書」（別添）及び誓約書」（別添）
- （２）事業者（登録店）の概要がわかる資料（パンフレット可）
- （３）商品やサービスがわかる資料（パンフレット可）又は商品やサービスの写真
- （４）前年度の供給量がわかる資料（確定申告書の写しまたは決算書の写し）

9. 個人情報の取り扱い

市は、事業者（加盟店）に対して返礼品受取人の住所等（個人情報）を知り得た場合、事業者は、名護市個人情報保護条例に従い、取得した個人情報は旅先納税以外の目的に使用することはできない。

10. その他

- （１）採用した加盟店および返礼品は、名護市及びふるさと名護自慢ホームページ及び旅先納税として外部ポータルサイト等へ掲載し、PRに資する。

- (2) 加盟店および返礼品事業者は、自ら返礼品を強調した宣伝広告*1 を手段*2 問わず行わない事、実施には市の確認が必要。
- (3) ふるさと納税制度および返礼品について、総務省からの制度見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合がある。
- (4) この要綱は炊き先納税「なごきた Pay」の加盟店及び返礼品募集要項です。旅先納税「なごきた Pay」以外で返礼品提供を希望する場合は、要項がことなりますので名護市商工会へお問い合わせください。
- (5) 名護市は加盟店の了解を得ることなく、本要項を変更することがあるものとします。この場合旅先納税「なごきた Pay」の加盟店及び返礼品募集要項は変更後の要項によるものとします。

*1:「返礼品を強調した宣伝広告」とは、クリックすると返礼品のページに飛び、申し込み可能な状態を指す。

*2:「手段」とは、自社 HP や SNS に限らず、新聞、チラシ等の印刷物を含む。

11. 問い合わせ先

(一社) やんばるナゴラブ 旅先納税担当

電話番号：080-9246-3151

メール：nagolovepj@gmail.com